

## 「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後
発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能

インフルエンザの出席停止期間は「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」となっております。  
発症した日から数えると、最短で6日間の出席停止が必要ということになります。

### 【登園許可書】が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現の4日後まで	解熱後3日を経過し、全身状態がよいこと
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）		症状が治まり、主治医の許可が出てから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過し、熱が下がり全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まり、全身状態がよいこと
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により医師等において感染の恐れがないと認めるまで

### 【登園届け】が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	熱も口の痛みもなく、食事也十分にでき全身状態がよいこと
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	発疹のみで熱もなく、全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため、注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1カ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	熱も口の痛みもなく、食事也十分にでき全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
とびひ	破れた水疱（じくじくした状態）での接触感染	他人への感染のおそれがないと医師が認めた時